京都大字事務	委 仕 等 規 桯	及び京都	能フ	て字本部事:	務 决 裁	等 規 桯	新 旧 亥	f 照 表
改	正	前		改		正	1	後
京都大学事務委	任等規程 5年10月31 部局における次 当該部局の長が 分休業 <u>、育</u> 児早	日総長裁定 の各号に掲 専決するも 退休業及び	げの	第 4 条 2 (1) (5))育児部分 を決定す	左) 分休業及び		
3				3	(141)	//		
4				4				
(後 略)				附則				
京都大学本部事				この規程は、	平成 2 0	9年2月4	日から施	行する。
(平成	17年9月20	日総長裁定)	附則				
(前 略)				この規程は、		9年2月4	日から施	行する。
別表第3(第4条関係 □) 	→ Y.	_	別表第3(第4	条関係) 		専決者	
事項	専門専門課題職員員			事項		専門 専門 職員 員		長理事
	(略)				(=	引 左)		
本部の事務組織の職員の育児部分休業、 育児早退休業及び介護部分休業の承認、 不承認を決定すること。				本部の事務組 員の育児部分 び介護部分休 認、不承認を ること。	休業及 業の承		0	
					 (=	 引 左)		

注) (同 左)

注) (略)